

## 公共空間の活用実証実験に係る募集要項

### 1 目的

沼津市では、遊休化した民間及び公共の不動産をリノベーションの手法により活用することで地域の価値を高めるリノベーションまちづくりを推進しています。

その一環として、小商いやイベントで利用できる屋台を貸出し、公共空間での活用の機会を設けることで、公共空間やまちなかのオープンスペースの新たな活用を促進することを目的とします。

### 2 実施場所

沼津市役所 正面玄関前ピロティの一角 (2.5m×2.5m、別紙1参照)

### 3 事業期間

平成30年3月26日(月)から28日(水)の3日間のうち、希望する1日

### 4 実施時間

午前10時から午後3時まで

### 5 出店料

無料

### 6 対象事業

沼津市内で事業を営んでいる、又は営む予定がある者が行う、若しくは、沼津の資源を活用したものを取り扱う物販(雑貨、飲食物等)などの事業で、下記の要件を満たすもの。

- ① 来庁者の市役所の利用が著しく妨げられるものでないこと。
- ② 市民に不快感や嫌悪感を生じさせるものでないこと。
- ③ 勧誘や政治的又は宗教的な行為を目的とするものでないこと。
- ④ 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業でないこと。
- ⑤ 施設を破損する恐れがなく、形状変更しないこと。
- ⑥ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービスの提供等でないこと。また、取り扱う商品が、法令等の定めに違反しないこと。
- ⑦ 火器を取り扱わないこと。
- ⑧ 音響整備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。

※ 事業の実施に要する費用等はすべて事業者の負担とし、ピロティ東側広場(別紙1参照)に各事業者1台分の駐車スペースを設けます。

### 7 応募資格

- (1) 実施に当たり法令により必要となる許可、資格等を有すること。

※ 飲食物を販売する場合、その場で調理するものや開封して提供するものなどには、

露天飲食店営業許可等、保健所などの手続きが必要となります。

- (2) 実証実験の趣旨を理解し、アンケートや意見聴取、広報（市ホームページや SNS への掲載）などに協力・同意していただける企業、団体、個人。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年沼津市条例第 22 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等と密接な関係を有しないこと。
- (5) 実施にあたり、主催者の指示に従うこと。

## 8 募集事業者数

15 事業者（5 事業者×3 日間）

## 9 応募方法

- (1) 応募申請書（第 1 号様式）を持参、又は郵送にて下記提出先にご提出ください。飲食物を販売する事業者は、その場で調理する場合、又は開封して提供する場合には、露天飲食店営業許可証の写しを添付してください。

※ 募集要項に対する質問は、下記の期間内に随時受け付けます。

※ 応募者が定員に達しなかった場合に限り、複数回実施も可能です。

- (2) 受付期間 平成 30 年 2 月 19 日（月） 午前 9 時 から  
平成 30 年 3 月 2 日（金） 午後 3 時 まで
- (3) 提出先 沼津市 都市計画部 まちづくり政策課 に持参、又は下記の宛先に郵送  
〒410-8601 静岡県 沼津市 御幸町 16-1  
沼津市役所 都市計画部 まちづくり政策課 宛て

## 10 事業者の決定

応募があった事業提案は市の審査により、採択・不採択の決定を行い、平成 30 年 3 月 6 日（火）までに事業者に通知します。応募者が多数となった場合は抽選により事業者を決定します。

## 11 出店のルール

- (1) ブースで出たゴミは各自持ち帰り、出店終了後はブースを原状復帰してください。
- (2) 出店告知を行うため、出店時間を厳守してください。
- (3) 屋台（別紙 2 参照）は原則 1 台使用してください。この他、パイプ椅子 2 脚、電工ドラム 1 台（市役所電源を使用）のみ貸出が可能です。その他の備品・設備（机、水等）は持参してください。

## 12 その他

- (1) 事業者決定後に、事業者が応募資格を有しないものであると判明した場合や市役所利用者等とトラブルが生じた場合などには、事業の決定を取り消すことがあります。
- (2) 本実証実験の権利を第三者に譲渡、又は転貸してはなりません。
- (3) 事業者決定後の出店キャンセルは認めません。

- (4) 希望する屋台に関しては重複する可能性があり、その場合にはまちづくり政策課にて調整させていただく場合があります。ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
- (5) 強風などの悪天候により、事故の恐れがある場合には、開催を中止にする場合があります。その際、準備にかかった費用等は事業者負担となりますので、ご了承ください。

### 13 問い合わせ先

沼津市 都市計画部 まちづくり政策課

〒410-8601 静岡県 沼津市 御幸町 16-1 沼津市役所 5階

電 話 : 055-934-4886 (直通)

e-mail : ppp@city.numazu.lg.jp